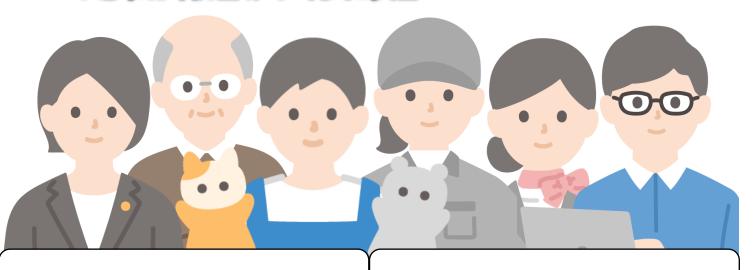
世田谷区との一定額以上の契約には

「労働報酬下限額」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価の職種ごとの85%相当額

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,460_円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者(下請負者含む)のもとで、対象案件(※)の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定(不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く)

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係

電話:03-5432-2145~2152・2173・2435

FAX: 03-5432-3046

世田谷区 公契約条例



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が50万円を超える契約(※)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※ 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象

| 閲覧場所 | 閲覧できる帳票 | |
|---------------------------|-------------------|--|
| 経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口) | 教育総務課が取り扱う契約以外の契約 | |
| 教育総務課 | 教育委員会の契約のうち予定価格が | |
| (世田谷区役所東棟6階604番窓口) | 2千万円未満の契約 | |

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通して その旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただ くことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額(1時間あたり)

| 職 種 | 労働報酬下限額 | 職 種 | 労働報酬下限額 | 職 種 | 労働報酬下限額 |
|-----------|---------|---------|---------|-----------|---------|
| 特 殊 作 業 員 | 3,007円 | 潜かん世話役 | 4, 420円 | 型 わ く エ | 3, 188円 |
| 普通作業員 | 2, 699円 | さく岩工 | 3, 783円 | 大工 | 3,060円 |
| 軽 作 業 員 | 1,870円 | トンネル特殊工 | 3,602円 | 左官 | 3,273円 |
| 造 園 工 | 2, 752円 | トンネル作業員 | 3, 124円 | 配管工 | 2,869円 |
| 法 面 工 | 3, 358円 | トンネル世話役 | 4,080円 | はっりエ | 3,039円 |
| とびエ | 3,315円 | 橋りょう特殊工 | 3, 496円 | 防 水 工 | 3,634円 |
| 石 エ | 3, 337円 | 橋りょう塗装工 | 3,570円 | 板 金 工 | 3,443円 |
| ブロックエ | 3, 103円 | 橋りょう世話役 | 4,091円 | サッシエ | 3,230円 |
| 電工 | 3, 199円 | 土木一般世話役 | 3, 294円 | 内 装 工 | 3,326円 |
| 鉄 筋 工 | 3, 284円 | 高級船員 | 3,889円 | ガラスエ | 3, 177円 |
| 鉄 骨 工 | 2, 975円 | 普通船員 | 3, 135円 | 建具工 | 2,859円 |
| 塗 装 工 | 3, 475円 | 潜水士 | 5,015円 | ダ ク ト エ | 2,869円 |
| 溶 接 工 | 3,592円 | 潜水連絡員 | 3,666円 | 保 温 工 | 2,784円 |
| 運転手(特殊) | 3,071円 | 潜水送気員 | 3,560円 | 設 備 機 械 工 | 2,805円 |
| 運転手(一般) | 2,508円 | 山林砂防工 | 3, 262円 | 交通誘導員A | 2,019円 |
| 潜かん工 | 3,730円 | 軌道工 | 5,780円 | 交通誘導員 B | 1,764円 |
| | | | | 上記以外の職種 | 1,460円 |

[※]上記の金額は熟練労働者に適用されます。

[※]上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,540円になります。